

家族専従者の皆様へ

専従者給与月額8万8千円以上の方は
組合員（3級「従業員」）としてご加入
いただくこととなりました。

※令和6年8月1日改正

- 上記に該当する家族加入者は所属する支部の窓口で、令和6年8月1日付で組合員へ移行する手続きをお願いします。
- 上記理由で家族加入者が組合員（3級「従業員」）へ移行する世帯の組合員が2級「一人親方」の場合は1級「事業主」への級変更も合わせて必要です。
- 上記に該当する可能性の高い家族加入者の世帯へ本年7月にお知らせ文書を送付します。
- 今後、家族加入者で専従者給与月額が8万8千円以上であることが判明した場合、実態に合わせ、遡って（令和6年8月限度）3級組合員へ移行していただくこととなりますので、速やかな手続きをお願いいたします。

新潟県建築国民健康保険組合

〒951-8133

新潟市中央区川岸町3丁目17-2

TEL025-231-2856